

## 「要望」にまつわるウソホント

国や県、市への要望について市民の関心が高いため、その実態を説明します。

### 国や県への要望

国や県への要望は、市が適宜適切に行っています。例えば、昨年の豪雨災害に関しては、9月4日に国へ復旧・復興の支援を、9月8日に県へ多治比川の治水対策を要望しました。実は、多治比川の治水について、今回が市になって初めての公式な要望となっています。行政機構においては、組織として正規の手順を踏むのが何よりも重要です。こうした結果、現在は県による改良復旧等の対応が進んでいます。

### 市への要望

市への要望はどなたでも行えます。中国新聞が1月31日付の記事で「地域に議員がいるかどうかで行政の対応が変わる」との見解を掲載したため誤解を生んだかも知れませんが、安芸高田市の対応は議員の有無に左右されません。要望の中身(対象や範囲)が同じであれば、どなたが要望されても同じ対応になります。そもそも、政治倫理規程で議員は「市民全体の代表者、奉仕者」として位置付けられており、特定地域の優遇につながる働き掛けは極めて不適切です。

なお、まれに「市長に直接伝えたい」という声を耳にしますが、直談判に特別な効果はありません。必ず担当部署に検討をさせた上で、判断するためです。むしろ、検討の工程や市長のスケジュールを考えれば、担当部署へ要望するのが最も効率的で効果的と言えます。

## 「議会だより」の補足

2022年2月15日発行の「議会だより」において、議論の経過を誤解させる表現があったため、前後の流れがわかるように示します。

### 武岡議員の発言

反対討論で武岡議員は「市長の恣意的な判断によっては市民…の要望が不当とみなされ」と述べたと記載されています。なお、実際の発言は「市民…の要望等が不正な要望として審査会に諮問され、…市長が認めるときは…法的措置を受ける」です。

### コンプライアンス条例に対する誤った理解

しかし、討論の直前に執行部は「弁護士や学者といった外部の有識者からなる審査会の設置が条例のポイント」「審査会によって透明性が確保され、中立・公平に運用できる」と説明しています(既存の要綱に審査会はありません)。「審査会に諮問され、市長が認めるときは法的措置を受ける」は誤った理解と言わざるを得ません。また、「市長の恣意的な判断」については、そもそも議会に市長を弾劾する権限があるため、適切に対処が可能です。

市長 石丸 伸二

### 《主な動き》

1/31	議会からの書面通知	山本(数)議員のコンプライアンス違反について、議会が審査請求書を受理した旨を連絡。
2/1	面談	南澤議員、田邊議員と意見交換。
2/4	面談	金行議員と意見交換。
2/7	面談	秋田議員と意見交換。
2/7	議員への書面照会	2021年12月2日付の中国新聞に掲載されたアンケートについて各議員へ問い合わせ。
2/8	正副議長定例協議	正副議長は欠席。
2/9	議長への書面通知	一般質問において不適切な形式や内容が散見されるため、議長として議員へ指導するよう要請。
2/10	玉重県議へ書面照会	2021年11月29日に一部市議と行った要望活動について問い合わせ。
2/10	面談	熊高議員と意見交換。
2/14	玉重県議からの書面回答	2月10日付の照会に対し、玉重県議が見解を提示。
2/22	正副議長定例協議	正副議長は欠席。

## 一般質問のあり方

定例会での「一般質問」に関心を持つ市民は、格段に増えてきたと感じます。しかし、残念ながら、本来の姿から乖離した質問が散見されるのも事実です。市民が必要とする一般質問を守るため、議員必携を基にあるべき姿を解説します。

### 質問の目的は建設的な議論

一般質問では「大所高所からの政策を建設的立場で議論すべき」であり、「単なる事務的な見解をただすに過ぎないもの」や「特定の地区の道路改修などを要望するためのもの」は適当でないというのが大前提です。また「質問に徹すべきで、要望を述べることは厳に慎むべき」とも戒められています。もっとも、議員によっては、こうした内容に終始する 경우가少なくありません。なお、不適切な質問に対しては、議長が議事整理権によって指導する責任を負います。

### 建設的な議論とするための通告制度

一般質問は、事前に「何を問うのか」を議長が取りまとめ、執行部(市長)へ通告する決まりです。内容が具体的でない場合、「議長は受理すべきでない」とされています。また、内容が重複しないよう議長は調整する権限も持ちます。執行部が通告に問題を認めた場合は修正や調整等を打診しますが、最終的に「通告をどうするか」は議長の判断です。

### 一般質問のあるべき姿を

就任以来、問題のある一般質問に接してきましたが、一向に改まる気配がないため、昨年12月の定例会でこうした誤りを指摘し、今年2月9日には議長に対して適切な対処を要請しました。一般質問のあり方を、市長が注意するというのは異常な事態です。議長を始めとする議員の自覚と市民の関心によって、一刻も早く本来の姿が取り戻されるよう願います。

## 中国新聞の解説

中国新聞が2月18日付で掲載した記事に、断片的な情報を用いた偏った表現が認められたため、事実を補足し、訂正します。

### 「市長は…予算案発表の記者会見はせず」

予算案は市長が市民の代表たる議会へ説明し、議会が審議するものです。メディアに対して説明する義務はありません。承認を得ていない案の段階であれば、なおさらです。ただし、メディアには「必要があれば、後で市長が取材を受ける」と伝えていましたので、一切の取材を拒んだ訳でもありません。

### 「トップダウンで事業の存廃を決めている」

当たり前ですが、事業の存廃を決める権限は市長にあり、市長はその責任を負います。その意味で、どこの市においても政策の決定は市長の「トップダウン」になると言えます。もっとも、本市では判断に際して担当部署の見解を詳細に聞くようにしているため、いわゆる「ワンマン型」とは異なるとの評価です。

### 「(公約の)産業創出、都市開発…成果は見通せない」

一昨年12月の一般質問において、「それぞれの取り組みは同時並行でやっていくが、成果が上がるまでに5～10年、10～20年がかかる」と述べています。市長選挙の時から一貫した説明です。

### 「市長には丁寧な説明と将来像の提示が求められる」

これまで折に触れて「何をどうしていくか」を丁寧に説明し、市の将来像を提示してきました。仮に発信が足りなかったとしても、記者には取材する機会が十分に用意されています。